

2020-1 税務・労務・法務情報

TWA(Top Withholding Agent)制度の混乱について

税制大改革法第一弾（TRAIN）により、2年前から施行されているこのTWA制度について、最近新たな混乱が生じています。あるRDO（地方税務署）が、このTWA制度とは別に源泉徴収義務を負わせる通知書を納税者に送付しているのです。TWA制度発足以前から存在していた、「TOP 1 万社、TOP 2 万社」と呼ばれる制度（TWA制度と同じ内容で、指定を受けると全ての取引について源泉徴収義務を負わせるものです）に基づく追加指定を通知するものです。現在のTWA制度を完全に無視した、納税者に混乱を与える全く不可解なRDOの動きと言えます。この理不尽なBIR要求に対して、どのように対応すべきでしょうか？

考え方を解説します。

(TOP 1 万社、TOP 2 万社制度は現在も有効か?)

源泉徴収義務制度は、全て新源泉徴収規則（RR 2018-11）に統一されたと考えるべきです。TWA制度は、このRR2018-11の規定により導入されています。新源泉徴収規則において、TWAを導入するに際し、「このTWAは、すでに存在する“TOP 1 万社、2 万社指定制度を含むもの」と規定しています。従って、従来制度とは別枠で新たな源泉徴収義務を指定するものではなく、TWAにより包括的に源泉徴収義務を負わせるとの法律の精神だと解釈すべきです。従って、旧制度のTOP 1 万社、TOP 2 万社制度は無効としなければなりません。

(RMC 2019-143 指定対象者の整理)

12月16日付けの新たな規則が発出されました。おそらく、現場の上記のような混乱を是正する目的であろうかと思われませんが、BIR職員向けのガイドラインとして公表されました。

1. TWA指定は、税込確保に寄与する大規模納税者に限定すべし
2. 指定対象者要件を明確にする目的でRR2019-7（2019年7月号にて解説しております。ご参照下さい。）が制定されている（その趣旨に従えという意味合いです。）
3. 事業環境改善方針に従い、上記要件に該当しない場合には、源泉徴収義務を課すことはできない
としています。

(RDOからの追加指定通知書への対応は?)

以下の対応をお勧めします。

1. とりあえず、無視。（反論する必要もなし。放置する。）
2. 将来の税務調査で、源泉徴収規則違反を指摘された場合は、TWAの指定（BIRホームページにて公表）を受けていない旨反論主張する
3. RDOが納得しない場合は、本局まで争う

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)

Tsuji & Associates Inc.